

平成
25年

中小企業団体千葉県新春交流会

中小企業は自らの力で新たな活路を切り拓こうと努力していますが、個々の経営資源だけでは限界があるため、目標達成は容易なことではありません。

このため、中長期的な戦略をもって連携ネットワークを構築し、お互いの優れた経営資源を有効に組み合わせ、経営革新や新分野進出など新たな展開を図っていくことが、今、有効な手段として再認識されております。

本交流会は、我々中小企業が現下の厳しい経済環境を乗り越え、組織化を通じて中小企業振興を図る意義を唱えるとともに、組合等の発展に尽力された方々を称え、交流会を通じて会員各位の新たな交流と更なる結束、そして現状の景気低迷を打破しようとの思いで開催するものであり、会員皆様のお役に立てていただければ幸いです。



千葉県中小企業団体中央会

問合せ先 総務部
 千葉市中央区富士見 2-22-2
 千葉中央駅前ビル3F
 TEL 043-306-3281

- 1、開催日時 平成25年1月25日(金)午後2時30分より
- 2、開催場所 ホテルニューオータニ幕張
- 3、参加人員 500名
- 4、参加料 5,000円
- 5、内 容 ① 表彰式
 ② 賀詞交歓会



*参加申し込み等については「中小企業ちば」10月号(本誌)に同封します。

明日の中小企業組合運動の担い手を育成します！

“中小企業組合士”養成講習会のご案内

～事務局機能の強化は人材育成から！ さあ、あなたも組合士になろう！～

本誌9月号に同封の文書にてご案内のとおり、本会では中小企業組合関係者を対象に、組合の運営、会計等の基礎的・実務的知識の習得を目的とした講習会を下記により開催いたします。

この講習会は、事業協同組合等の連携組織をサポートする唯一の資格「中小企業組合士」の養成講座も兼ねており、12月2日（日）の検定試験に向けた受験対策にも適しています。

つきましては、組合運営に携わる役職員の方々、また、組合設立後間もない組合におかれましては、殊にご受講いただきたい内容となっておりますので、ぜひ奮ってご参加下さい。

I. 講習会の概要

- (1) 日 時 平成24年10月11日（木）～平成24年11月21日（水）のうち全6日間
- (2) 場 所 千葉中央駅前ビル5階会議室（千葉市中央区富士見2丁目2番2号）
- (3) 内 容 下記（講習会日程表）のとおり
- (4) 受講料 (1) 全科目受講者 3,000円
(2) 組合（制度・会計・運営）いずれか1科目ごと 1,000円

II. 講習会日程表

時間 月日	13:30 ~ 15:00	15:15 ~ 16:45
10/11 (木)	中小企業論・中小企業組合論 組合制度（制度史）	組合会計 組合士受験の為に会計基礎 組合士受験の為に会計決算
10/17 (水)	団体の基礎 商店街振興組合法の基礎 制度練習問題（過去問）	
10/24 (水)	中小企業等協同組合法の解説	組合運営 組合事務管理の実務 中小企業関係法律と諸施策 労務管理・労働法通論 組合運営 問題演習
11/7 (水)	組合運営論（通論・各論）	
11/14 (水)	税務に関する出題のポイント	
11/21 (水)	組合会計 問題演習	

※1科目、1日からの参加も可能です。講義はすべて中央会指導員が担当しますので、お気軽にご参加下さい。

III. お申込み・お問合せ

組合士養成講習会への参加申込み、中小企業組合検定試験に関するお問合せ等につきましては、本会経営支援部（TEL:043-306-3282 / 担当：池澤）までお願いします。

千葉県最低賃金改正のお知らせ

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む。）及び、その使用者に適用される千葉県最低賃金（地域別最低賃金）が次のように改正されました。

平成24年10月1日から
時間額 756 円

（従来の748円から8円引上げ）

使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

- ・この最低賃金額には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は含まれません。
- ・月給制・日給制の場合は、時間額に換算して比較します。
- ・最低賃金は、原則として県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められております。
- ・「千葉県最低賃金」の他に業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。
- ・「経営労務改善相談センター」（千葉県最低賃金総合相談支援センター）で経営課題と労務管理についての無料相談を受け付けておりますので、ご利用下さい。（☎ 043-222-0500）

※最低賃金についての詳しいことは、千葉労働局労働基準部賃金室（☎ 043-221-2328）か最寄の労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

■ お気軽にご利用下さい。

24時間テレホンサービス ☎ 043-221-4700
千葉労働局ホームページ
<http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/>